# 令和3・4年度八幡浜市一般競争(指名競争)参加資格審査申請 書提出要領(建設工事、測量・建設コンサルタント等)

令和3・4年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書の受付を行います。

□受付期間 令和3年1月4日(月)~令和3年2月5日(金)

※ 土、日曜日及び祝日を除く。

 $X = 8 : 30 \sim 12 : 00, 13 : 00 \sim 17 : 15$ 

□受付場所 〒796-8501

愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市総務企画部財政課 契約検査室契約係

TEL 0894-22-3111 (内線 1471·1474)

□提出方法 原則郵送とします。(2/5までの消印有効)

(ただし、八幡浜市内に本店のある業者並びに八幡浜市内の支店、 営業所等を委任先としている業者(以下「市内業者」という)は、 持参してください。)

□提出部数 1 部

□有効期間 令和3年4月1日~令和5年3月31日

□注意事項 ○ 提出方法

市内業者: A 4 縦の紙ファイル (建設:緑色、コンサル:ピンク色)で綴じ、表紙及び背表紙に「令和3・4年度入札参加資格審査申請書」と「会社名」を明記し、提出してください。(市内の支店・営業所等を委任先としている場合も同様とします。)

市外業者:透明クリアファイルに入れて提出してください。 (紙ファイル等には綴じないでください。)

○ 郵送の場合は84円切手を貼付のうえ、宛名(申請者宛)を明記した長形3号封筒を同封してください。(審査終了後、受領書を返送します。)

# □提出書類 ★この順番で綴じてください。

- 1 建設工事(市内業者)
  - ※ 市内業者とは八幡浜市内の支店、営業所等を委任先としている業者を 含みます。
  - (1) 入札参加資格申請チェックシート
  - (2) 建設工事一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 (様式第1号~様式第7号)※別添の記入要領を参照
  - (3) 港湾・海事に係る競争参加資格関係申請書及び添付書類
    - 土木工事業の許可を受けた市内業者で、「港湾・海事」の審査希望 がある場合に提出してください。
  - (4) 浄化槽設備士免許状(写し)
    - 管工事業の許可を受けた市内業者で、「戸別合併処理浄化槽整備工事」の審査希望がある場合に提出してください。

新規で申し込まれる方は、同種工事の実績(自らが元請となった工事で、民間工事を含む)が確認できる書類(様式任意)を添付してください。

- (5) 委任状(市内の支店・営業所等を委任先としている場合のみ)
- (6) 営業所一覧(市内の支店・営業所等を委任先としている場合のみ)
- (7) 使用印鑑届(原本)
- (8) 印鑑証明書(原本)
- (9) 建設業許可通知書(写し)
- (10) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)
  - 申請日前1年7か月以内の決算日を審査基準日として受審した最 新のもの
- (11) 誓約書
- (12) 会社又は法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)[法人のみ](写し可)
  - 申請書提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (13) 主要取引金融機関証明書(原本)
- (14) 未納がない旨の証明書(納税証明書)

- 個人事業者の場合
  - ① 申告所得税、消費税及び地方消費税「税務署発行」(原本)
  - ② 愛媛県が課税する全ての県税(個人県民税及び地方消費税を除く)[南予地方局八幡浜支局税務室発行](原本)
  - ③ 八幡浜市が課税する全ての税(原本)
    - ※ ③については、代表者(個人)の分を提出してください。なお、 証明書は申請日より3か月以内のものとしてください。
- 法人の場合
  - ① 法人税、消費税及び地方消費税 [税務署発行] (原本)
  - ② 愛媛県が課税する全ての県税(個人県民税及び地方消費税を除く)[南予地方局八幡浜支局税務室発行](原本)
  - ③ 八幡浜市が課税する全ての税(原本)
    - ※ ③については、法人(会社)、代表者(個人)及び市内に住所 を有する監査役を含む役員全員(それぞれ個人)の分を提出して ください。なお、証明書は申請日より3か月以内のものとしてく ださい。
  - ④ 代表者(個人)の納税証明書 代表者が市外に住所を有する場合は、その住所地の市区町村にお ける未納がない証明書を提出して下さい。
- (15) 個人住民税(市・県民税)の特別徴収を実施していることを確認できる書類等
  - ① 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在し、特別 徴収を実施している事業者

② 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在するが、 特別徴収を実施していない事業者

税務課で特別徴収への切替え手続きを行い、手続きが完了していることを確認できる書類を添付してください。

③ 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない

#### 事業者

個人住民税特別徴収実施誓約書(別紙様式)を提出してください。

- (16) 身分証明書(個人事業者のみ・原本)
  - 市区町村が発行する次のことを証明する書類
    - ① 禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない。
    - ② 後見の登記の通知を受けていない。
    - ③ 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。
- (17) 建設業退職金共済事業に加入している場合は加入証明書(写し)
- (18) 事業所等所在地見取図
  - ① 住宅地図の写しを貼り付けてください。(インターネットの出力 地図を使用する場合、所在地周辺の道路や目印等が確認できるも のを貼り付けてください。)なお、複製については著作権が適用さ れますので、確認のうえ使用してください。
  - ② 事業所等所在地にマーカーで印を付けてください。

## (19) 事業所等写真

- ① 申請書作成時に撮影したものを貼り付けてください。
- ② 事業所等所在地見取図(地図)で示した事業所の外部(看板を含む建物の全景)のカラー写真を貼り付けてください。
- ③ エクセル形式で入力する場合は、デジタルカメラ等の画像を貼り付けてもかまいませんが、カラー印刷で鮮明なものに限ります。

# 2 建設工事(八幡浜市外に本店を有する申請者)※上記市内業者以外の業者

- (1) 入札参加資格申請チェックシート
- (2) 建設工事一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式第1号~様式第6号)※別添の記入要領を参照。
  - ※ 八幡浜市外に本店を有する申請者については、様式第7号は不要です。
- (3) 委任状
  - ※ 入札・契約等に係る権限を支店・営業所等に委任する場合に提出してください。
- (4) 営業所一覧

- (5) 使用印鑑届(原本)
- (6) 印鑑証明書(原本)
- (7) 建設業許可通知書(写し)
- (8) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(直近のもの・写し)
- (9) 誓約書
- (10) 会社又は法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)[法人のみ](写し可)
  - 申請書提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (11) 未納がない旨の証明書(納税証明書)
  - 個人事業者の場合
    - ① 申告所得税、消費税及び地方消費税 [税務署発行] (写し可)
    - ② 都道府県が課税する全ての都道府県税(個人県民税及び地方消費税を除く)[都道府県税務課等](写し可)
    - ③ 市区町村が課税する全ての税(写し可)
      - ※ ③については、代表者(個人)の分を提出してください。
  - 法人の場合
    - ① 法人税、消費税及び地方消費税 [税務署発行] (写し可)
    - ② 本店の所在する都道府県が課税する全ての都道府県税(個人県民税及び地方消費税を除く)[都道府県税務課等](写し可)
    - ③ 本店の所在する市区町村が課税する全ての税(写し可)
- (12) 個人住民税(市・県民税)の特別徴収を実施していることを確認できる書類等
  - ① 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在し、特別 徴収を実施している事業者

② 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在するが、 特別徴収を実施していない事業者

税務課で特別徴収への切替え手続きを行い、手続きが完了していることを確認できる書類を添付してください。

③ 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない事業者

個人住民税特別徴収実施誓約書(別紙様式)を提出してください。

- (13) 身分証明書 (個人事業者のみ・原本)
  - 市区町村が発行する次のことを証明する書類
    - ① 禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていないこと。
    - ② 後見の登記の通知を受けていないこと。
    - ③ 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないこと。
- (14) 建設業退職金共済事業に加入している場合は加入証明書(写し)
- 3 測量・建設コンサルタント等(市内業者)
  - ※ 市内業者とは八幡浜市内の支店、営業所等を委任先としている業者を 含みます。
  - (1) 入札参加資格申請チェックシート
  - (2) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)
    - ※ 記入要領は国土交通省様式に準じてください。

# http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\_hy\_003654.html

- (3) 測量等実績調書(別紙様式)
- (4) 現況報告書又は登録証明書(写し)
  - ① 建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントの場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・現況報告書
  - ② 測量業者、建築士事務所、不動産鑑定業者、土地家屋調査士、司 法書士及び計量証明事業者等の場合・・・・・・・登録報告書
- (5) 委任状(市内の支店・営業所等を委任先としている場合のみ)
- (6) 使用印鑑届(原本)
- (7) 印鑑証明書(原本)
- (8) 誓約書
- (9) 会社又は法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)[法人のみ](写し可)
  - 申請書提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (10) 未納がない旨の証明書(納税証明書)

- 個人事業者の場合
  - ① 申告所得税、消費税及び地方消費税「税務署発行」(原本)
  - ② 愛媛県が課税する全ての県税(個人県民税及び地方消費税を除く)[南予地方局八幡浜支局税務室発行](原本)
  - ③ 八幡浜市が課税する全ての税(原本)
    - ※ ③については、代表者(個人)の分を提出すること。なお、証明書は申請日より3か月以内のものとする。
- 法人の場合
  - ① 法人税、消費税及び地方消費税 [税務署発行] (原本)
  - ② 愛媛県が課税する全ての県税(個人県民税及び地方消費税を除く)[南予地方局八幡浜支局税務室発行](原本)
  - ③ 八幡浜市が課税する全ての税(原本)
    - ※ ③については、会社、代表者(個人)及び市内に住所を有する 監査役を含む役員全員(それぞれ個人)の分を提出すること。な お、証明書は申請日より3か月以内のものとする。
  - ④ 代表者(個人)の納税証明書 代表者が市外に住所を有する場合は、その住所地の市区町村にお ける未納がない証明書を提出して下さい。
- (11) 個人住民税(市・県民税)の特別徴収を実施していることを確認できる書類等
  - ① 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在し、特別 徴収を実施している事業者

② 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在するが、 特別徴収を実施していない事業者

税務課で特別徴収への切替え手続きを行い、手続きが完了していることを確認できる書類を添付してください。

③ 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない 事業者 個人住民税特別徴収実施誓約書(別紙様式)を提出してください。

- (12) 身分証明書(個人事業者のみ・原本)
  - 市区町村が発行する次のことを証明する書類
    - ① 禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない。
    - ② 後見の登記の通知を受けていない。
    - ③ 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

# (13) 事業所等所在地見取図

- ① 住宅地図の写しを貼り付けてください。(インターネットの出力 地図を使用する場合、所在地周辺の道路や目印等が確認できるも のを貼り付けてください。)なお、複製については著作権が適用さ れますので、確認のうえ使用してください。
- ② 事業所等所在地にマーカーで印を付けてください。

## (14) 事業所等写真

- ① 申請書作成時に撮影したものを貼り付けてください。
- ② 事業所等所在地見取図(地図)で示した事業所の外部(看板を含む建物の全景)及び内部のカラー写真を貼り付けてください。
- ③ エクセル形式で入力する場合は、デジタルカメラ等の画像を貼り付けてもかまいませんが、カラー印刷で鮮明なものに限ります。
- 4 測量・建設コンサルタント等 (八幡浜市外に本店を有する申請者)
  - ※ 上記市内業者以外の業者
  - (1) 入札参加資格申請チェックシート
  - (2) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)
    - ※ 記入要領は国土交通省様式に準じてください。

#### http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01 hv 003654.html

- (3) 測量等実績調書(別紙様式)
- (4) 現況報告書又は登録証明書(写し)
  - ① 建設コンサルタント、地質調査業者及び補償コンサルタントの場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・現況報告書

- ② 測量業者、建築士事務所、不動産鑑定業者、土地家屋調査士、司 法書士及び計量証明事業者等の場合・・・・・・・登録報告書
- (5) 委任状
  - ※ 入札・契約等に係る権限を支店・営業所等に委任する場合に提出すること。
- (6) 使用印鑑届(原本)
- (7) 印鑑証明書(原本)
- (8) 誓約書
- (9) 会社又は法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)[法人のみ](写し可)
  - 申請書提出日前3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (10) 未納がない旨の証明書(納税証明書)
  - 個人事業者の場合
    - ① 申告所得税、消費税及び地方消費税 [税務署発行] (写し可)
    - ② 都道府県が課税する全ての都道府県税(個人県民税及び地方消費税を除く)[都道府県税務課](写し可)
    - ③ 市区町村が課税する全ての税(写し可)※ ③については、代表者(個人)の分を提出すること。
  - 法人の場合
    - ① 法人税、消費税及び地方消費税 [税務署発行] (写し可)
    - ② 本店の所在する都道府県が課税する全ての都道府県税(個人県民税及び地方消費税を除く)「都道府県税務課等」(写し可)
    - ③ 本店の所在する市区町村が課税する全ての税(写し可)
  - (11) 個人住民税(市・県民税)の特別徴収を実施していることを確認できる書類等
    - ① 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在し、特別 徴収を実施している事業者

② 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在するが、

特別徴収を実施していない事業者

税務課で特別徴収への切替え手続きを行い、手続きが完了していることを確認できる書類を添付してください。

③ 八幡浜市に個人住民税の納税義務を有する従業員が存在しない 事業者

個人住民税特別徴収実施誓約書(別紙様式)を提出してください。

- (12) 身分証明書 (個人事業者のみ・原本)
  - 市区町村が発行する次のことを証明する書類
    - ① 禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていない。
    - ② 後見の登記の通知を受けていない。
    - ③ 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

#### 5 その他

未納が無い旨の証明書(納税証明書)について、令和3・4年度申請に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税(徴収)猶予の適用を受けた事業者は納税(徴収)猶予許可通知書(写し)等を提出することで申請可能とします。

※ 上記の他、必要となる提出書類がある場合がありますので、該当する業 者は担当へお問い合わせください。